

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年8月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(有)川野電機	川野 哲昭	臼杵市大字江無田282-1	大分県知事許可 (般-5)第10975号	電気工事業	令和7年8月6日
(株)石松建具店	石松 節生	日田市大字庄手171	大分県知事許可 (般-4)第12670号	建具工事業	令和7年8月8日
(株)コイシ	小原 建二	大分市大字横尾3617-2	大分県知事許可 (般-2)第9010号	土木工事業、とび・土工工事業	令和7年8月19日
(一部廃業)					
(株)金剛企画	玉井 修	大分市大字下郡1540-7	大分県知事許可 (般-2)第14652号	土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工事業、水道 施設工事業	令和7年8月18日
(株)大政組	安部 義生	大分市上宗方南1-4-1	大分県知事許可 (般-4)第10791号	建築工事業、大工工事業、左官工 事業、石工事業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロック工事業、鋼 構造物工事業、鉄筋工事業、板金 工事業、ガラス工事業、塗装工事 業、防水工事業、内装仕上工事 業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和7年8月18日